

平成 2 1 年第 2 回  
 笠間市議会定例会会議録 第 4 号

平成 2 1 年 6 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老	澤	勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	小	園	江	一	三
	21	番	柴	沼		広	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老	澤	勝	男

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	青 木 繁 君
総 務 部 長	小 松 崎 登 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	岡 井 俊 博 君
都 市 建 設 部 長	橋 本 雅 晴 君
上 下 水 道 部 長	大 和 田 俊 郎 君
教 育 次 長	深 澤 悌 二 君
消 防 長	杉 山 豊 君
会 計 管 理 者	光 又 千 尋 君
笠 間 支 所 長	藤 枝 勉 君
岩 間 支 所 長	横 田 文 夫 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	高 野 幸 洋
事 務 局 次 長	前 嶋 晃 司
次 長 補 佐	内 桶 秀 男
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 4 号

平 成 2 1 年 6 月 1 2 日 ( 金 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、22番小園江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番小磯節子君、2番石田安夫君を指名いたします。

22番小園江一三君が着席いたしました。

---

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛です。

順に、質問をいたしたいと思っております。

1、地域活性化・経済危機対策臨時交付金について。

国の経済危機対策の一つとして、地方公共団体に対し、各市町村の実情に照らし合わせた交付金が算定されました。笠間市では4億5,200万円ですが、次の内容についてお伺いいたします。

- 1、交付金の目的を笠間市の情勢下伺う。
- 2、交付金に対する主な実施計画を伺う。
- 3、同計画を実施した後の成果予測はどうか伺う。

この件につきましては、6月8日付の会議招集の通知の中で、これから本定例会の15日ということで全員協議会を招集されております。そして、そこに報告事項、議案事項などなのですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業についてということですから、具体的な事業例案が提示されるものと思います。したがって、その詳細については、私が今回質問する内容と重複してしまう部分と前後してしまうので、会議の進行上不自然かなと思いますので、その点については配慮して答弁していただければ幸いです。

次に、入札参加条件の改正について。

条件付き一般競争入札参加条件の概要の一部が、6月1日付で変更されました。地域経済の活性化が期待されるところでありますが、以下についてお伺いいたします。

- 1、改正の具体的な目的は何か。
- 2、改正前と後での参加資格者の推移を伺います。
- 3、改正後の成果を具体的予測のもと伺う。
- 4、6月1日付改正の根拠を伺う。
- 5、隣接市町の事業者が参加可能である6,000万円以上、これは予定価格ですが、その工事実施時、市内事業者とのかかわりについてお伺いします。

以上、1回目の質問をします。よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましてでございますが、ご承知のとおり、本市には4億5,200万円の交付額が措置されることとなりました。これらにつきましては、その市町村の財政力や人口規模等を勘案して決定した額だと思ひております。

これらに対する使い方の基本的な考え方につきましては、まず第一に、早急に対応しなければならない案件、さらには安全・安心な地域づくりのために措置するもの、さらには地域住民、地域経済の活性化等につながるもの、そして長年のさまざまな課題に対処するもの、それらについてこの交付額を使用していきたいと思ひております。

詳細につきましては、今お話がありましたように、15日に明らかにさせていただきたい

と思いますが、例えば考え方として、早急に対応が求められるものとしては、公共施設や教育関係のいわゆるデジタル化、こういうものは待ったなしで期限が限定されておりますので、こういうものに対する対応は必要かなと思っております。

それと、例えば安心・安全の観点から話しますと、私どもとしては、今、笠間市の市立病院がございます。これらについての機器類の整備等も行って、より市立病院としての役割を果たしていきたいなと思っております。

また、地域住民、地域経済の活性化に対するものについては、いわゆる個々には交付金を還元することは無理でございますので、その地域の集会所とか、そういうものに対する支援ができないかということで調整をしているところでございます。

次に、計画の成果、この成果につきましては、早急に対応しなければならない点の今申し上げたものについては、今度アナログからデジタルにかわりますので、こういうものについては、先ほど申したように待ったなしでございますので、成果があるものと思っておりますし、地域の安心・安全ということでは、市立病院をより高度の機械を導入することによって、また施設改修をすることによって、地域の安心・安全が守られるのではないかなと思っております。

また、集会所等の件につきましても、今、地域のコミュニティーということが改めて問われておりますので、そういうことにも寄与するのではないかなと思っておりますし、長年の課題で、どうしても金額的に当初の予算で措置できなかったものについても、課題解決につながるものと思っております。

交付金については以上でございます。

次に、入札の件についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、改正の具体的な目的は何かということでございますが、今回の条件付き一般競争入札参加条件の一部変更につきましては、建設業法に基づき国や県の許可行政庁が企業の経営状況、施工実績、技術力等を客観的に評価する経営事項審査に基づき算出される総合数値が、昨年4月の基準変更に伴い、多くの企業で従来の数値を下回るという状況にかんがみ、入札における競争性の堅持とともに、条件付き一般競争入札に参加してきました市内業者を引き続き参加可能とし、受注機会の確保を図ることを目的として改正をしたものでございます。

それ以下の質問につきましては、具体的な内容については担当部長の方から答弁をさせていただきます。

以上です。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、西山議員のご質問、入札参加条件の改正についてご説明を申し上げたいと思えます。

2番目の、今回の改正と改正後の参加資格者の推移でございますけれども、建設業は28の業種に区分されておりますので、その代表的な業種であります土木一式工事の市内の支店事業者について説明をさせていただきたいと思っております。

改正前の1,000万円以上2,000万円未満の予定価格の工事につきましては、参加資格が総合数値で600点以上で54社ございました。改正しない場合は、これが34社というふうになりまして、20社減になってしまうわけでございます。そのため、総合数値を600点から500点に引き下げまして、49社といたしまして、変更前と同様な業者数の確保を図るものでございます。要するに、54社があったのを49社に、引き下げることにしたということでございます。

また、2,000万円以上6,000万円未満の予定価格の工事につきましても、同様の理由によりまして、650点から550点に引き下げることにによりまして、44社あったものを41社までに引き上げたということでございます。さらに、6,000万円以上の予定価格の工事につきましては、750点から700点に引き下げることにによりまして、12社あったものを15社としたような状況でございます。

それから、3番目のご質問、改正後の成果と目的な予測でございますけれども、現時点では、具体的な予測というのは極めて困難でありますけれども、この改正によりまして、従来の同程度の参加可能業者が確保されますことから、競争性の原理が堅持できるものとしております。地域経済の活性化にも寄与するものと考えているわけでございます。

次に、4番目のご質問、6月1日改正の根拠はということでございますけれども、この6月1日につきましては、笠間市の建設工事等の入札参加資格審査規程に基づきまして隔年に実施する定期資格審査における有資格者の参加資格の有効期限の開始日でございますので、同日付で改正をしたものでございます。

それから、5番目の、隣接市町村の事業者が参加可能である6,000万円以上の工事の実施時、市内の業者とのかかわり合いについてでございますけれども、6,000万円以上1億円未満の工事につきましては、市内及び県内隣接市町村に本店または契約を委任された支店、営業所を有する者を参加資格としておりますが、工種工事によりましては、地域要件を市内に本店を有する者とすることも可能としておりまして、競争性の確保を配慮しつつ、工事案件ごとに審議して、市内業者の入札を実施できることもございます。

さらには、1億円以上1億5,000万円未満の工事につきましては、大規模な工事ということになりまして、履行可能な業者も限られているということから、県内に本店または契約を委任された支店、営業所を有する者も参加資格要件といたしております。

なお、笠間市には、笠間市建設工事共同企業体取扱規程というのがございまして、一定の規模の工事に当たっては、市内の業者がより技術力を高めるために、いわゆるJVを組んで参加したいという場合も想定されますので、工種、規模及び工事の難易度等を十分勘案しながら、この方式による入札も検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

8番（西山 猛君） まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてですが、この交付金については、それぞれの自治体の行政手腕、あるいは政治手腕が問われる内容だと思うんですね。4億5,200万円、ここで国から臨時的にいただけるんだということに対して、もろ手を挙げて喜べないなと思うのは、当然市長も理解していると思うんですが、同等の額でひたちなか市が4億5,600万円ということなんですが、ひたちなか市の人口規模でいきますと、約倍近いんですよ。つまりひたちなか市の約半分の人口規模である笠間市が同等の交付金をいただけるということは、それだけ財政力、財政基盤が乏しいというふうに判断できると思うんですね。

これをどのように生かせるかといったときに、国の方策として、私が思うのは、新規事業を主に進めるといことだと思んですが、本来であれば、道路の延伸だとか、見えない部分、かゆいところに手が届く行政が本来の姿だと思うんですが、今回の交付金については、つまり条件付きですよ。国がこれだけやってやっているんだと、国がこれだけ地方のためにやっているんだということ、まさに地元の自治体が、各市町村が、その国の手先になって新規事業を起こすというような形に私はとるんですね。果たしてこれがどうかといったときに、私はまさにばらまきではないかなと、こう思うんですよ。

そういう中で、今、優先順位の中で、特に待ったなしだということをして市長の答弁の中であつたんですが、待ったなしのものは、本来は待ったなしで予算化されてなくちゃいけないですし、それから順次物事をやっていくということに対しては、当然、5カ年計画だとか、そういう計画の中に盛り込まれているはずですね。

つまり私は、何を今やるべきかということと言いますと、経済対策について具体的に何をどうするんだと。ばらまかれたものを、さらに二段構えでばらまいてというような、そんな単純なことではないような気もするんですね。そこで、私が言っているのは政治手腕が問われると。大きな曲がり角かなと思うんですね。

市長も政治経験長い方ですから、当然そういう感覚はわかっているでしょうけれども、私は政治行政の手腕が問われる今回の4億5,200万円の交付金、それをもろ手を挙げて喜んではいけません。臨時交付金をもろ手を挙げて喜んでいけないというのは、今言ったように、もらえるということは、つまりもらわなくてはやっていけないんだという考え方の総意だと思うんですね。そのように考えなくてはいけないと思うんです。だから、こういうものをいただかなくてもやっていけるんだというところを目標にしていくわけですから、そういうことを考えますと、今、市内の実情はどうなんだということで、私は、今回この入札参加条件について連動して私は二つの質問をしたのはそこにあるんですね。

それはそれとして、農業の政策について、今回の経済対策で農業の部分というのはちょっと触れてないんですね、国の事業例なんか見ますと。

本来、今、食の安全とか、今後のことを考えますと、農業に力を入れなくてはいけないのかなと私は思うんです。そういう部分で、もし市長の中にそういう考えが一つでもあれば、ちょっとそれは答弁に盛り込んでいただきたいと思います。

これはどういうことかといいますと、私を感じるのは、私が生まれたのは昭和39年のオリンピックの年ですから、当然その後というのは高度経済成長の真ただ中を生きていく、育っていくわけですね。その中で、考えてみますと、兼業農家という地域がほとんどだったんですが、我々の周りは。そうしますと、やはり日雇いというのが大きなウエートを占めていて、その日雇いで稼いだ金があったから農業もできたんだという大前提があったんですね。

しかし、現在はどうでしょうか。その日雇いという部分はなくなってしまったんですよ、まさに。なくなっても、先祖から受け継いだ田畑を何とかしなくちゃいけない、農業も続けていかなきゃならないという部分では、真綿で首を絞めるような、そういう思いの中で、農業の従事者の方は、農家の方々はやっているんじゃないかなと思うんですよ。

もちろんこの市役所の職員の方の中にも、当然、農業をやっている方いるでしょう。それは、市役所でいただく給料というのが安定しているからできるんですよね。そう考えますと、農業の根本が間違っているんじゃないかと思うんです。

そういう部分で、この笠間の農業、恵まれた環境の中で農業をどうやっていくかということは、多分、大変な今の課題だと思うんです。そういうことが底辺にきちっとなれば、多分、地域の経済というのは成り立たないのかなと思うんです。

前の質問者にもありましたけども、今、直売所という形態が非常にふえまして、これも今度過当競争ということで、どんどん値段が下がってしまっている。ブランドものというのはなかなか難しい。

いろいろなことを考えまして、農業が生きていくのにはどうするんだというときに、その都度その都度補助金を出せばいいとか、何か助成してやればいいんだと、こういう問題ではないように思うんです。

今回の補正でも、強い農業づくり交付金事業補助金ということで、1,000万円からの計上がありますよね。これ何をするんだといっても、多分、その根本でいう日雇いという、その日雇いで稼げるという部分がない限りは、戻らない限りは、農業はなかなか継続していけないのかなと。当然、後継者問題も出てくるでしょうし、地域の農地の問題もいろいろ出てくると思いますね。その辺は、ずばり市長の考え方、今回の国の施策でいう交付金に対して、本来やるべき事業というのはある程度限られているでしょう。条件付きなんでしょう。しかし、その中で、本来あるべき交付金の使い方というのはこうじゃないのかなというのがあると思うんです。それは、一つ市長の答弁をいただきたいなと。

今、言ったように、ひたちなかと笠間のいただく交付金の額が同等である。しかし、ひ



たちなかの人口規模の半分しか笠間はないんだという部分を考えますと、その財政力について今後どうするかと。そういうことも含めて2回目の質問にしたいと思います。

ところで、地元のというか、地域の経済活性化のためにということですから、ストレートに公共事業を発注すればおのずと経済が回るだろうという、そういう部分、これもまた一つばらまきの体質になってしまうのかなと。

それはそれとして、総務部長の答弁でありましたけれども、まさに総務部長の名前で来ているんですね、5月26日付の。企業の経営状況、施工実績、技術力などについて客観的に評価する経営規模等評価結果に基づくとということですから、これが、わかりませんよ、私はそこまであえて調べていませんけれども、改めてそういう部分の強化を図るために審査があったのかなと。その基準でいくと、どうしてもその点数が下回ってしまうということではないのかなと思うんですね。つまり、一見ハードルは下げたかもしれないけれども、その前の前段で厳しい審査を越えてこないとだめなんだというふうに私はとらえたんですね、基準が。そうすると、この基準で、もうスタートラインに立てないということも起こり得るのかな、そういうふうを感じるんですよ。そこでスタートに立てなくて、でも、こっちのハードルを下げることで競争性の確保ということを行っているのかなと。これは全く小手先の話であって、条件付き一般競争入札の部分なんですけど、地域の経済の活性化を、もしそういうことを今の笠間市が考えるとすれば、指名競争に変えるべきじゃないですか、ずばり。地域性の確保だとか、そういう経済の部分だとか、もし言うのであれば、指名競争に変えるべきじゃないですか。

なぜかといいますと、我々は、立場上、入札結果をいただきますよね。条件付き一般競争入札ということで入札結果出てきていますけども、いずれにしても、これはどうとるかはそのそれぞれの考え方でしょうけども、予定価格の90%以上の落札結果が一般競争入札でもあるわけですね。これ電子入札なんだろうけども、あるわけですね、実際。それをどうとるかは別としても、ならば地域性を確保するために、やはり指名競争入札に戻すべきじゃないかと思うんですよ。小さいものは当然そうなっているでしょうけども、ある程度の予定価格のものまでそうすべきではないのかなと思うんですね。指名競争にすることで、地域の活性化がずばり見えてくるのかなと思うんですね。

そういう中で、手持ち工事が幾つか、五つでしたっけ、五つというような基準もありましたけれども、これは競争性を高めるために、例えば五つまでということはありますけれども、1社で五つといたら大変なことですからね、手持ち工事。そういうものを、例えば三つにするだとか、そういうことが地域経済の、ある程度は水が高いところから低いところへ流れる自然の摂理ではないのかなと思うんですね。

そういう中でも、近隣いろいろ話題になっている倒産や新聞報道以前に、指名停止の問題もありましたね。私がなぜこういうお話をするかというと、例えば今、総務部長にも一つ答弁願いたいんですが、これは去年の20年10月24日付で、深澤次長が総務部長のとき

に通知を私どももいただいたんですが、これも入札制度の改正なんです、これは点数の改正だと思うんですが、20年の11月1日から。たまたまこっちは6月1日からなので、単純にお役所なんで年度年度で切りかえるのが筋なのかなと思ったので、改めて質問しますが、20年の11月1日からということであるんですが、実はここに、改正になった根拠というのが、20年9月12日に笠間市建設業協力会から地元業者育成のために要望書が提出されていると。だから、これをやったんだと私はとるわけですね。

今回、これは指名停止の通知があったんですが、6月5日付で、これは市長名でありました。これも実は、笠間警察署長から市長あてに、これじゃいけないよということで、何とか、指導があったとか、助言があったとか、ということなんです。

そうすると、市長って一体何だ、市の執行部って一体何だと、こう私は思うんですよ。もっとこういうふうにするんだと。例えば笠間署長から物を言われたから、それに従って停止しますよと、そういうことじゃなくて、もし基準が決まっているなら、基準に抵触して、もちろん違法性があれば別ですよ。その基準にもし抵触してダメだとなれば、それはそれで市長の判断、市の判断でいいと思うんですね。これは笠間警察署長が、これは建設業協力会から言われて出すんですよ。それはいろいろな事情はあるでしょう。でも、それはここに出ることではないと思うんですね。

もっと極端に言ったら、議会は一体何やっているんだと、市議会は一体何やっているんだと、こういうふうになってしまうと思うんですよ。そういうことを考えますと、地域の流れとか、風の向きとか、そういうことを逐次担当関係者がわかっていないとうまくないのかなと思うんですね。そういうことを私はちょっと懸念しているんですよ。人に言われてやることではないような気もするんです。市長の判断で結構だと思います。部長の判断で結構だと思います。

そういうふうにしていただきたいと思うので、ここの部分は、もう一度、11月1日からというのは前部長の時代のことなんでしょうけれども、11月1日からというのは根拠があると思うんですが、お答え願いたいなと思っております。

わかりやすく言いますと、競争性の確保、受注の機会はわかりました。でも、その前の多分厳しい審査があって、審査が厳しくなって、そこをクリアした業者が点数の低い中で競争できるんだと、わかりやすく言えば。そういうふうに思いますから、言い方変えれば、このハードルよりもこっこの部分でふるいにかけている、ふるいにかけて競争に乗れない、スタートラインに立てない、こういう業者がいるということも考えていただきたいと思うんですね。

それと、その競争性の確保ということで、競争性については、条件付き一般競争入札をやったから、みんなが2割も2割5分もたたいてとれているかといったとき、実際は90%以上の落札結果が我々のところに情報として開示されております。これをどうとるかは別として、指名競争入札に変更して、ある程度の地域性を持たせてやるのが、一つ政治の心

じゃないのかなと思うんですね。

私は、別に土木業界から何かをいただいているわけでも何でもありませんけども、地域の議員として今回しみじみ思いました。そういうことをちょっと市長の方で答弁をいただければと思います。

2回目終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

交付金の額が、人口規模でいうと、ひたちなかと同じぐらいであったのではないかということは、まさしくひたちなかと、人口規模でいいますと笠間の倍近くいるわけでございますので、その中でひたちなかは4億5,600万円ということだと、笠間市とほぼ同じ金額でございます。

ただ、今回の交付金の額の決定については、国の考え方としては、財政力指数と人口規模、それともう一つ大きかったのは合併したかしないか、そこにウエートを置いて交付金を上乘せしたような形をとったということだと、私は理解しております。

例えば同じ人口規模でも、合併をしてない龍ヶ崎、これ財政力も笠間市よりはいいですけども、2億2,500万円、さらには、牛久市はやはり合併しておりませんので、人口規模はほぼ同じで2億1,000万円、財政力のこともありますけれども、一応そういうことが出ております。

それと、西山議員がおっしゃるように、財政力の強いところは合併したしないに限らず金額的にはかなり少なくなっております。神栖などは、合併はしましたけれども、今回の交付金は、人口規模は笠間とほぼ同じです。7,300万円であります。さらには、合併はしませんでした。守谷が1億円、東海に至っては2,800万円ということございまして、合併したから、やっぱり交付金の金額がふえたというような事実もございまして。

ただ、一方で、財政力の部分も、決して笠間は財政力指数が高い方ではございませんので、そういう観点から見ると、議員がおっしゃるように、喜んでばかりもいられないという見方もあるかと思います。

私は、今回のこの交付金は、自治体の長としては、笠間市の喫緊の課題やら、これまでの課題解決のために有効に使わせていただく考えでございますけれども、一方で、今回のこの経済対策については、国は、いわゆるほとんど赤字国債で賄っているという事実があるわけでございますので、そういうことを考えますと、後世に一つの大きな負担を強いたのも事実でございます。そういうことで、交付金がふえたということは、うれしい反面、将来の心配もあるということは感慨として持っております。

次に、今回の交付金を農業支援にというお話でございます。

今回の交付金は、単年度ではなくて、一部繰り越しも認められておりますが、私は、今

回のような経済対策は、今後、国においては無いと思っております。国としての地方自治体を含めた借金が900兆円を超える中においては、このような経済対策というのは最後じゃないかと思っております、最後なのでもちろん今年度限りということになります。

本来は、継続的に使えるものがあれば、それはそれでまた使いやすい部分もございますけれども、今年度限りとなりますと、やっぱり緊急のもの等が中心になってしまいますし、継続的に事業をやっていくものに充てるとなると、その後の対応というのが難しくなってしまいます。

そういう中で、農業支援については、単年度限りとなると、どうしても機器類の購入とか、例えば土地改良の改修の事業だとか、そういうものにならざるを得ないのかなと思っております。

農業支援については、市の方としましては、ご承知のとおり重要な地域の地場産だと私は考えておりました、新年度事業で重点施策として取り組まさせていただきますので、農業の大切さについては、私も十分認識をしておるところでございます。

次に、入札制度、西山議員おっしゃる指名競争入札の方がいいんじゃないかということでございますが、私としては、一般競争入札で現在行っておりまして、それを継続していきたいなと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、西山議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初に今回の改正によりまして点数を引き下げたけれども、上限で縛りがあって経済対策にならないんじゃないのかというようなご質問かと思われま。

これにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、今回、国、県の方で経営審査の総合点数というのが大きく変わったわけでございまして、この変わった内容、細かに承知しておりませんが、大まかな部分で言いますと、企業が地域の貢献度とか、あるいは企業のイメージアップ、そういったものに対してどれだけ配慮しているのか、そういうのが点数に入っているようでございます。

当然、そういうこととなりますと、大手企業はできますけれども、西山議員言われるように、地元中小企業については、なかなかその辺の地域貢献度、あるいは企業のイメージアップというのはなかなか難しいような状況で、そういうので総合点数が下がっているという状況でございます。

そういった中で、先ほどの話で、今までの点数を使っちゃいますと、相当数業者の数が減ってしまうということで、それでは競争性もなくなりますし、参加する機会も減ってしまうと。そういうことを総合的に判断いたしまして、前回と同じぐらいの業者の数が資格があるよう、点数を引き下げることによってやるのがいいんじゃないかという判断でやっ

ているわけでございます。それが今回の改正でございまして、決してこの改正によって業者が首が絞まるようなことではなく、逆に機会が多くできるというふうに私は考えているところでございます。

それから、11月1日付で前の部長の方から変更のものが出ておりまして、それが建設業協力会からの要望を受けてというようなお話でございまして、確かに建設業協力会からの要望はございまして、指名委員会の中でいろいろ検討させていただきました。これにつきましては、今までは4,000万円までが市内のということで、それ以上につきましては近隣の市町村の業者さんも参加できるような形になっておりました。

近隣市町村を調べてみますと、ほかの市町村では、自分の管内の業者を入れることが多くて、他市町村まで笠間のように金額によっては入るといふ市町村が少ないという中で、業界から笠間からほかの市町村に営業活動ができないんだというような話を承った中で、いろいろ検討をいたしまして、その市内の業者の受注の金額を拡大をした、そういうことでございます。

この入札制度というのは、大変難しい問題でございまして、そのときの時代の背景、それから経済状況、こういったもので大きく変わっていくものだと私は考えております。

いずれにしても、最終的な目的としましては、先ほど西山議員言われるように、公平性とか競争性、それから受注の均等とか、そういったものが最終的な入札制度の行き着くところかなと考えているわけでございます。

ただ、今、申しましたように、これについてはその時代時代で大きく変わりつつあることでございますので、その辺を西山議員の言葉をかりれば空気を読みながら、いろいろ今後検討していかなきゃならない部分はあるかと思えますけれども、この入札制度というのは、これから先も検討ということは大きな課題でありますし、永遠にいろいろ検討が続くのではないのかなと考えているわけでございます。

それから、最後に指名停止の件でございまして、11月1日のやつはそういった変更で、今申し上げたようなことで、タイミングの話は、建設業協力会からそういった要請がある、笠間市としても、それまでその辺についていろいろな方からのお話もあった中で、ほかの市町村の動向なんかも調べておりまして、そういった同時期にできたということで、業界から来たのも一つの判断材料にはなりましたけれども、情報はそれなりに調査をしていたときというようなことでございます。

それから、指名停止の件でございまして、これについては警察の方からのことで、市の主体性がということでございます。

これにつきましては、議員ご存じかと思えますけれども、笠間市では、合併時に、平成18年の3月19日、まさに合併のときなんですけれども、このときに笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱というのをつくってございます。この中で笠間警察署と協定を結んで暴力団排除に対する項目を設けているわけでございまして、その中で、7項目ほどの項目に

当てはまる場合は、それぞれ12カ月以上の指名停止、9カ月以上、6カ月、1カ月とか2週間とか、それぞれ決めて要綱を定めているところでございます。

さらに、笠間警察署と、平成20年の4月8日に笠間市建設工事等からの暴力団の排除に関する協定書というのを結ばせていただいております。この協定書によりますと、暴力団と密接な関係、その他いろいろ暴力団との関係がある市内の指名業者、いわゆる市にかかわりある業界の方がやっている場合は、警察の方から排除の要請が出るということになるわけです。

その排除の要請が出れば、その排除の要請を受けて、笠間市では、暴力団対策会議というのを警察署の刑事課長も含めたメンバーで会議をやるわけでございます。その会議の中で、警察の方から、私の方では細かいところまでは調査はできませんけれども、警察の方の捜査によりまして、密接な関係があるというようなことございまして、そういう中で今回警察から来た中で、笠間市としては、それを受けまして指名停止をかけたと、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

---

午前10時49分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山 猛君。

8番（西山 猛君） まず、市長が一般競争入札をやめないというんですから、それはそれとして、部長は検討しますというんだから、その辺は意思統一していただいた方がいいかなと思いますね。

競争性というのは、何回も言いますが、落札結果がすべてだと思っただけです。競争性というのは、どの辺までが競争性なのかなということを考えるんです。それは私の意を酌んでいただいて理解していただければいいかなと。ですから、条件付き一般競争入札も指名競争入札も、私は何ら変わらないと。つまり地域のためには、やはり指名制度に戻すべきだろうと。これは国の施策であろうと私は考えております。大手ゼネコンが、こういう方式でやらなきゃだめだよというものをつくり上げたものに対して、そこにお役人がつくってきたような決まりが、国から県、県から市に行っているんですね。だから、今は地方自治体とは言わないのではないかと私は心配しているんです。地方議員の一人として。我が町のこと、我が笠間市のことが自分たちでできないような、そんなふうな世の中になってしまったのかなと思うんです。

つまり今回の交付金もしかり、少し前の給付金ですね。1万2,000円プラス8,000円、そういうのもありました。そういうことについて、とても政治家がやることじゃないんじや

ないかなと私は思うんですよ。しかし、その部分について、各市町村では、皆さん職員がいろいろなことを想定しながら給付金についてご苦労なされたと思うんですよ。事務費は大変かかったと思うんですね。でも、そういうことをやって、果たして政治って一体何だと、私は疑問を持つ一人なんですね。それを地方がやらなくちゃならない、自治体がやらなくちゃならないというところに、私は非常に義憤を感じるんですよ。何で地方自治体で、笠間市発、笠間市の色が出てこないのかなという心配があるんですよ。

例えば今の入札制度もそうだと思うんですよ。電子入札にしろ、こうしろよということが、どうも国の施策で、その背景にはスーパーゼネコンと呼ばれるような大手があって、それと政治が密接に、どこかの建設会社じゃないですけど、そういう密接ないろいろなことがあって、どんどん地方に侵食して、進出してきているというふうに私は感じてならないんですよ。

例えば今の市長の言っている、一般競争入札はそのまま続行していくんだと、変えるつもりはないという背景には、笠間の市長じゃないかという私の思いがあるんですよ。笠間の市長なんだから、笠間の市民の代弁をしている我々議員のことも聞いていただきたいなというのが本音なんですよ。そこで、検討の余地ありと、こういうふうになるのが私は筋なのかなと思うんですね。

それは、今、総務部長は検討していかなくちゃならない、時代の流れもあるだろうと。まさにそのとおりなんですね。だから、その時代に即した政治をしていただきたいなと。市長には、その部分、もう一度お答え願いたいなと思うんですね。

そういう中で、警察署長から言われたからやったんじゃないか、結論を出したんじゃないかというふうに私はとったので、このことについても、市の執行部が弱くなっちゃしようがないんじゃないかなと思うので、その部分を心配して私は質問に立ったんですね。嫌ですよ、人様の指名停止のことだとか、暴力団が関係していることとか、嫌ですよ。嫌ですけども、その辺のことをきちっと、今後のためにも、市の判断でこれは大丈夫だと言えば大丈夫、だめと言えばだめ、こういうものをきちっとつくってもらわなければ、私は市政を担う皆さんに対しての信頼を失うんじゃないかなと思うんですね。

今、11月1日のお話がありました。これは点数の問題があるんですけども、予定価格が6,000万円以上1億円未満の建設工事であっても、工種工事内容によっては、地域要件が市内に本店を有する者になる場合もありますということで、まさにこの改正をした後に、某友部駅前の入札があったんですね。

私、何が言いたいかというと、一部の会社のために、業界の一部の者だけのために、こういうふうな小手先のことを私はやらないでいただきたい。いいですよ、落札結果が90%以上で、それが法に触れるか触れないかというのは別問題だ。そうじゃなくて、地元のために骨折っていただきたい。一部の建設業組合から声があったかもしれないけれども、それが総意かどうかといったときに、私は違うような気がするんですよ。結果として、そう

いう見え見えのことをやれば、それは当然役所のあり方がどうなんだ、入札のやり方どうなんだということで、議会はちゃんとチェック機能果たしているのかよと、こういうふうになるんですね。

我々は、いつも言いますけれども、スーパーに並んでいる野菜とか肉と一緒に、報酬という値段がついているんですよ。それはバーコードになっていませんけれども、値段がついているんですよ。その値段で買われている。市民に買われている商品なんですよ。そう置きかえたときに、私は新鮮な野菜じゃなくちゃいけない、うまい肉じゃなくちゃいけないと思うんですよ。つまり報酬を下げるとか下げないとか、そんな小手先のことじゃなくて、立派な仕事をして、それが地域のためなんだ、市民のためなんだと、それでいいような気がするんですよ。それを自信を持って、私はこうやって公の場できちっと、執行部に対しておかしいんじゃないかと、ここを変えてほしいんだと、これが市民の叫びなんだと、切実な思いなんだということを私は伝えて、この場に立っているんですね。これが私の職務だと思っているんですよ。ですから、堂々と私はこういう質問をするんですね。

もう1回、総務部長、考えてください、今言っていること。業界にはそのように映っているように私は思えてならないんですよ、一部の者のためだけにと。となると、この市外の近隣の市町の業者を入札参加させる部分、この辺のところも慎重に考えなくてはならないことなのかなと思うんですね。

そして、地元の業者を育成するには、先ほどジョイントベンチャーという話がありましたけれども、そういういろいろなことを勘案して、今後、公共事業の発注に努力されたいかなと思うんですね。

私は、事あるごとに、こういう質問の中で当然質問し、ただしていくのが私の役目ですから、どうぞ恨まないでいただいて、今後とも皆さんの政治行政努力を期待するところであります。

質問を終わります。答弁いただきます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 入札制度についてお答えをさせていただきたいと思います。

入札制度については、現行の一般競争入札制度の中で見直す点があれば、見直ししながら実施をしていきたいと思っております。

それと、西山議員のいろいろご意見賜りました。入札については、公平、競争原理に基づいて実施をしているわけございまして、私としては、一部の業者について優遇しながらしているということは一切ございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、西山議員のご質問にお答えしたいと思います。



西山議員の3回目の質問の中で、市長は指名競争入札は1,000万円までということでは変わりない、総務部長は検討すると言ったということでございますけれども、私の方で言っておりますのは、時代の流れによっていろいろそれは検討する余地があるだろうということをお願いしたところでございますので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、暴力団の関係でございますけれども、これにつきましては、確かに事実関係としては、笠間警察署からの排除要請ということでございます。

ただ、笠間市としましては、そういった疑わしい業界の方については、毅然とした態度でそれに対応すると。そういった中で、警察と協議をして、最終的に茨城県と同じ時期に6カ月の指名停止をしたということでございまして、これにつきましては、今後の地方自治体の暴力団介入に対しては、笠間市としては毅然とした態度をとったというふうに私は自信を持って言えると思います。

それから、6,000万円以上の工事の件でございますけれども、この件につきましては、6,000万円以上ということで11月にやって、その後何件か、5件ほどやっておりますかね。4社、5社、7社、そういった業者が入札参加をしてやっているわけでございます。これにつきましても、今後の推移を見まして、その状況が芳しくないような状況であれば、それはそれなりの改正というものをやらざるを得ないのかなと。

先ほど来申しておりますように、その状況に合わせてやっていく必要があるというふうに私も考えてございまして、その点については西山議員のおっしゃっていることと同じ考えでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時10分に再開いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 蛭澤幸一君が所用のため退席いたしました。

次に、14番 中澤 猛君の発言を許可します。

14番（中澤 猛君） 通告しました2点について質問いたします。

1としまして、笠間市の防災計画についてであります。

「備えあれば憂いなし」ということわざがあります。市民を災害から守るため、市と防災関係機関が一体となって災害対策を実施する方針として、笠間市地域防災計画が平成19年の12月に策定されました。今回は、風水害と土砂災害を中心に質問いたします。

このようなすばらしい防災計画ができましたも、いざ災害が発生すれば、家庭や地域の協力がなければ速やかな対策がとれません。そこで生活し、体験して感じるものが、一番の対策かと考えています。

昨年の夏、ゲリラ豪雨が各地を襲いました。高齢者や子どもたち、障害者、要介護者等の危険箇所に住んでいる人を避難場所へだれが手助けし、どこに避難させるか、自治会、民生委員、消防団と行政で話し合いがされますように要望しておきます。

また、洪水マップでは、1時間に50ミリ以上が危険とありますが、長雨や大雨が重なれば、近年、1時間に80ミリ、100ミリ以上のゲリラ豪雨がふえております。

そこで、質問いたします。

一番身近で頼りになる自主防災組織であります。笠間市には自主防災組織がどのくらいできていますか。

次に、特に危険箇所として指定されている地域の自主防災組織率はどのくらいでありますか。

3番目に、自主防災組織と人の連携について、協議や訓練は行われていますか。また、予防について、市や自治会等で話し合いがされていますか。

次に、避難場所を指定された場所の件であります。学校、公民館、その他が指定されました。有事の際の対応の協議や、風水害、洪水が発令され避難場所に行くまでが大変であります。特に深夜の洪水であります。少しおくれれば避難場所まで行くのが大変であります。また、避難場所に指定された管理責任者との話し合い、訓練等は行われているのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

次に、道路への立ち木の張り出し、倒木についてであります。

4月の週報にありました道路への張り出し、倒木の伐採、または枝払いのお願いの件であります。特に歩道、通学路については、早急に実施していただきたいと思えます。これは、防犯上また交通安全上にも、駆木されることが有効であると思っております。

所有者は、伐採、枝払い、木によってはクレーン車等専門の人に頼まなくては切ることができない木がたくさんあります。また、後片づけにもお金がかかります。地域やPTAから要望がある生活道、通学路については、東京電力やNTTに切っていただいています。線に触れないところは、自分で人を頼んで行わなければなりません。所有者が高齢な家庭では大変であります。生活道路、通学路については幾らかの補助をしてはどうかと。また、補助ができなければ市の方で切ることにはと思えますが、いかがでしょうか。

まずは、学校周辺や公の施設の道路への張り出し、倒木の伐採をしていただきたいと思ひまして、第1回目の質問を終わりにします。よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、中澤議員のご質問、笠間市防災計画についてお

答え申し上げたいと思います。

まず、最初に笠間市の自主防災組織、現在どのぐらいかということでございますけれども、笠間市の自主防災組織の設立の現況は、平成20年度末までで18の組織がありまして、市の全体数に対します比率でいきますと、7.1%ということでございます。これは他の市町村に比べて極めて低い状況でございますけれども、平成21年度において既に二つの組織が結成され、今後においては10の組織が結成される見込みでございます。

それから、2番目としまして、特に危険箇所として指定される地域の自主防災組織の組織率というご質問でございますけれども、市内の危険箇所のうち、土砂災害につきましては99カ所ございます。その中では、土石流箇所が45カ所、急傾斜地帯が31カ所、合わせて99カ所ございます。これらの区域に係る行政区は、48の区が関係しておるわけですが、そのうち自主防災組織が結成されている区は二つの区でございます。

ちなみに、笠間地区の本戸・鍛冶屋地区、それから笠間地区の福原・沢地区という二つの地区でございます、その組織率は4.1%という組織率でございます。

また、風水害につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、洪水ハザードマップによりお知らせいたしました1級河川酒沼川の国道50号線からJRの常磐線までの11.7キロ区間が、大雨による浸水が想定される河川として指定をされているところでございます。これらの危険箇所とされる区域に係る行政区は24の区がございまして、そのうち防災組織が結成されているのは三つの区でございます。

ちなみに、笠間地区の南吉原、荒町、行幸町の三つの区でございまして、組織率は12.5%ということでございます。

それから、3番目としまして、自主防災組織と市の連携、それから協議や訓練についてでございますけれども、自主防災組織と市の連携につきましては、笠間市の地域防災計画に基づきまして、昨年、笠間小学校で実施いたしました市の総合防災訓練に、地元笠間地区の自主防災組織に参加していただきまして、避難訓練や初期消火訓練を実施をいたしたところでございます。今年は、10月17日に岩間第三小学校で開催する予定をとっておりまして、多くの自主防災組織に参加してもらいまして、連携を図るようにしてまいりたいと考えているわけでございます。

また、市及び県の共済によります防災研修会におきましては、自主防災組織の代表者にも参加をしていただくなど、防災意識の向上を図るとともに、平成20年度において新たに結成されました三つの組織、東ヶ丘地区、桜町地区、平地区の三つの地区でございますけれども、これらの地域の独自の防災訓練が行われておりまして、地域ぐるみの防災の意識が向上されているというようなところでございます。

次に、4番としまして、避難場所の指定施設との有事の際の対応の協議や訓練等ということでございますけれども、指定避難場所である学校等の有事の際の対応の協議でございますが、訓練等の実施に関しましては、笠間市防災計画に避難行動計画を定めておりまし

て、関係機関に周知をしているところでございます。

また、災害の発生が予想されるときや災害時に迅速かつ的確に避難行動がとれますよう、指定避難施設である小学校及び関係機関と協議をいたしてありまして、年に1回実施する防災訓練においても、住民とともに避難所開設訓練等を行うことといたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、14番中澤議員の生活道路、通学路の樹木の枝払いに補助してはどうかとのご質問についてお答えいたします。

本市では、不特定多数の人が利用する道路の管理につきましては、市民の皆様が安全に通行できるよう道路管理の徹底に努めているところでございます。

市道延長1,450キロメートルと長いことから、限られた予算の中での管理では、全線の十分な維持管理を行うことができない状況にございます。こうした中、市では、多くの自治会や地域の方々に、定期的に道路の除草や空き缶拾いなどボランティア活動を行っていただいているところでございます。このようなことから、生活道路、通学路の樹木、枝払いの補助につきましては難しいものと考えております。

さらに、通行の妨げとなる樹木や雑草などについては、本来所有者の自己責任において維持管理をしていただくことになっておりますので、広報紙を通して市民の皆様をお願いしているところでございます。

また、樹木の張り出しや倒木など、地区での対応が困難な場合におきましては、道路管理上交通を妨げる場所については、道路管理者が所有者と協議を行い、対応しているところでございます。

次に、公の施設や学校の前の道路の点検を早急に実施すべきではないかとのご質問でございますが、道路整備課には、毎週、地元の区長さんや学校関係の要望が数多く寄せられております。提出されました要望書につきましては、要望箇所を初め、市内全域のパトロールを実施し、随時危険箇所につきましては、ブロック工事等での修繕や補修を行っているところでございます。

今後とも、行政と地域の方々と協働して道路環境の整備に努めるとともに、道路パトロールを強化し、生活道路はもとより、公の施設や学校周辺への通学路の安全確保に努めてまいりますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（市村博之君） 中澤 猛君。

14番（中澤 猛君） 2回目の質問をいたします。

2の道路の倒木、枝の張り出し、倒木については、要望としておきますので、この次は質問しません。

笠間市防災計画のみ質問いたします。

笠間市防災計画に基づく訓練などが行われまして、また対策もされているようですが、危険箇所を抱える地域では、地域防災計画に書き切れない地域特有の状況や情報を持っているので、これらに対応するためにも地域の協力が必要不可欠であります。その意味からも、もっと地域と連携をとる必要があるのではと思います。

また、地球温暖化や土地開発の影響によって、これまで想定しない水の出方があるので、避難場所、避難判断水位の見直しが必要ではないか。

また、地域防災計画にあるソフト面での防災対策も重要であると考えますが、風水害の未然防止をするためには、河川改修や川の中の土砂の取り除きなどハード面の対策も重要であると思います。県に整備要望する考えはあるかどうかを伺います。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、中澤議員の2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

中澤議員言われるように、防災計画ではきちんとそれなりの計画されておりますけれども、防災計画には書き切れない部分があると私も感じております。

要は、災害時の状況で、例えば雨は1時間何ミリ以上が災害の発生というふうには防災計画の中ではきちんと規定がされておりますけれども、現実には、記録雨量は少なくとも、例えばここはここの位置まで水が上がれば避難しないと危ないよとか、そういうところは必ずどこの地域にもあると私も考えているところでございます。

そういうこともございますので、地域防災計画だけに頼らず、そういった地域の住民の皆様いろいろな情報を集めながら、避難誘導については神経を使ってやっていく必要があると考えているところでございます。

あわせて、今言われるように地球温暖化等々ございます。さらには、北関東自動車道が開通したことによりまして、今までには考えられなかった水が集まってくるような地域もあるように聞いております。そういう地域におきましては、当然、防災計画の中では想定してない部分もございますので、その辺につきましては、防災計画をもう一度見直す部分も発生するかと考えております。いずれにしましても、そういった地域の実情に合わせた判断をしていく必要があるかと考えております。

それから、もう一つ、河川改修の県への要望ということでございますけれども、当然、災害につきましては、災害が発生したときの対策も大事なことでございますけれども、その前の予防というのが最も重要なことでございまして、市としましても、その予防行政というのが重要な位置づけであると私も感じているところでございます。

そういう中では、河川の改修について、あるいは泥がたまっていれば当然それなりの水位が上がるということでございますので、これは都市建設部長を通じまして、県に強く要望をしまいたいと考えております。

なお、つけ加えさせていただきますと、この風水害で今一番ネックになっておりますのが、酒沼川と常磐線の鉄橋のところはネックになっているような状況でございます。

これにつきましては、茨城県の河川整備計画というのを現在立てて、いろいろ議論をされているようでございますけれども、どうもそれが至急にできるということではなく、少し時間がかかるというような状況でございます。そういう中では、暫定的にも洪水時にはけるような何か対策は考えられないかということも、現在議論をしているところでございます。

県に対しても強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 中澤 猛君。

14番（中澤 猛君） 難しい問題もたくさんあると思いますが、本年も大きな災害がないことを祈っております。そして、安心して安全に住むために早目、早目の対策をお願いしまして、質問を終わります。

議長（市村博之君） 中澤 猛君の質問を終わります。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番町田です。

さきに通告しました、1、ターゲットバードゴルフ場の建設について、2、小学校の統合はあるのか、3、中学校の運動部の実態についての3点を質問いたします。

現在、笠間市に正式なターゲットバードゴルフ場があるのは、岩間B & Gにあるだけです。ターゲットバードゴルフが笠間市体育協会に加盟しているのは、岩間と笠間だけです。今後、笠間に新設する予定はあるのか、お尋ねします。

2点目、小学校の統合であります。少子化が進み、小学校の統合が他市町村で進められている。当市においても、将来を見据えた上で検討する必要があると思うが、どのように考えているのか、お伺いします。

この件については、昨日の萩原議員と重複しますので、違う観点から質問いたします。

現在、笠間市の全小学校のクラス、生徒数、それをお知らせをお願いしたいと思います。

3点目、中学校の運動部の実態について。

少子化の進展により生徒数減少のため、中学校で運動部の活動を維持できない学校がふえている。サッカーやバスケットボール、剣道、バレーボール、団体球技の部が廃部に追い込まれている現状、笠間市の中学校の実態はどうなっているのか、お尋ねします。

以上、3点質問いたします。

議長（市村博之君） 21番柴沼 広君が所用のため退席いたしました。

答弁をお願いします。

教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 17番町田議員のご質問に、1の方は教育次長から、2番と3番を私の方からお答えさせていただきます。

初めに、小学校の統合はあるのかということですが、最初に考え方を述べさせていただいて、その後各小学校の人数を申し上げます。

少子化が進み、今後も小規模校がふえていく傾向にあるため、子どもたちが望ましい教育を受ける環境としての学級数という観点から、学校の適正規模についての議論は必要なことだと考えております。

そのため、今年度、笠間市における学校の適正規模・適正配置に関する事項を調査検討するための検討委員会の設置を予定しており、現在、世帯数、児童生徒数の推移、通学区の確認等の基礎的な資料を作成しているところです。

教育委員会としましては、この検討委員会の意見をもとに、笠間市における学校の統合、学区の見直し等を進めていくこととなります。

次に、児童数でございますが、1校ずつ申し上げます。笠間小学校625名、19学級ございます。東小学校58名、5学級でございます。佐城小学校165名、6学級です。箱田小学校142名、6学級でございます。南小学校240名、8学級でございます。稲田小学校260名、11学級です。宍戸小学校342名、12学級です。友部小学校767名、24学級でございます。北川根小学校293名、12学級でございます。大原小学校198名、7学級でございます。友部第二小学校433名、13学級でございます。岩間第一小学校358名、12学級あります。岩間第二小学校195名、6学級でございます。岩間第三小学校323名、12学級でございます。

ただいま申した中で、東小学校は5学級と申しました。ここは複式学級ですが、市として教員を1人雇いまして、そして6学級として授業を実施してございます。

次に、笠間市内の中学校の運動部の実態についてでございますが、市内7中学校で延べ64部、12種目の運動部活動がございます。うち、すべての学校にある運動部は野球、バレーボールです。6校にあるのはサッカー、5校にあるのは卓球、バスケットボールなどです。弓道部は、稲田中学校1校で取り組んでおりますが、昨年度全国大会でも活躍いたしました。

中学校の部活動は、生徒数の減少ばかりでなく、スポーツの多様化、生徒の価値観の変容、指導者の状況などで、部を維持することが困難になることがございます。特に団体種目では、チームの編成ができない状況になることもあります。

笠間市では、合併後でいいますと、希望者が少なかったため、現在、笠間中学校の女子体操部、稲田中学校の女子バスケット部が休部としてございます。

部活動の大会等を主催する中体連では、このような状況を踏まえ、近隣の中学校合同で部活動を編成し、大会等に参加できるようにしております。

運動部ではありませんが、昨年、友部中学校と友部第二中学校の吹奏楽部が合同でバンドを編成して、大会に出場してございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 8番西山 猛君が所用のため退席いたしました。

教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ターゲットバードゴルフ場の建設についてお答え申し上げます。

スポーツの多様化により、ターゲットゴルフ人口がふえてきているが、笠間、友部地区もターゲットバードゴルフ場を建設する予定があるのかとのご質問でございますが、現在、市内には岩間海洋センター、笠間総合公園の2カ所にそれぞれ9ホールのターゲットバードゴルフ場が整備されており、広く市民の皆様方にご利用いただいているところでございます。

現在は、主に笠間市体育協会加盟のターゲットバードゴルフ部員101名、内訳でございますが、笠間地区50名、岩間地区45名、友部地区6名、友部地区につきましては笠間と合同で練習をしております。この部員が、指定の日時においてプレーを行っております。また、利用に当たっては、コース清掃など利用者のご協力をいただいていることに厚く感謝を申し上げます。

ご質問の施設の整備でございますが、既に市内には2カ所のターゲットバードゴルフ場が整備されておりますので、これら既存の施設を有効に活用していただきたいと思います。

議長（市村博之君） 18番大関久義君が所用のため退席いたしました。

町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問いたします。

ターゲットバードゴルフ場が、笠間市には公園内にできているんですね。正式ですか。全部網張って、その中でやっているのと違うんですか。正式なバードゴルフ場というのは、菱形とかいろいろなティーグラウンドもあって、池もあって、教育次長の言っているのは、公園の一部をターゲットバードゴルフ場に利用しているというんですよ。正式なターゲットバードゴルフ場ではないというんですよ。あんた、おかしな答弁してんじゃないの。私は、正式なターゲットバードゴルフ場をと言っているわけですよ。これは笠間市の部員から要望が出ている。要望が出ているなら、じゃあそこを使え、こういう方針かどうか知りませんが、正式のと私は質問しているんです。

それから、小学校の統合がありますかというのは、私はなぜ質問をするかということ、お子さんを持っている父兄は、うちの学校は年々生徒数が減ってしまう、将来的に統合されるんじゃないかと不安感を持っているわけですよ。それが私のところに、統合があるって本当ですかと。そういううわさがひとり歩きしているんです。そのひとり歩きをしているのを、きょうは一般質問の中で、教育長にみずから、絶対にあり得ないと、こういう答弁を私は欲しいんですよ。あり得ないと。たとえ1クラスが3名、5名になってもやらない



と、統廃合は。それは言い過ぎかもしれませんが。そのぐらいの答弁をお願いしますよ、再質問。

それから、3点目の中学校の運動部の実態ですが、ここに資料があるんです。希望の部がなく越境入学するというんですよ。今、一芸ですから、この子を本当に、中学校の部活、それから小学校のいろいろな競技の中で参加して、ここでないならほかの中学校へ越境する生徒もいるというんです。それで、10年で2万人減、県中学校体育連盟によると、県内中学校の生徒数は10年前から約2万5,000人減少、それに伴い運動部員数も約2万人減った。現在の運動部数は3,058で、10年前と比べ100以上の部が減少した。特に生徒数100人程度の小規模校で、部の存続が危ぶまれるケースがあると。

それと、もう一つ、教育長に、私が岩間の議員のときに言った問題なんです、岩間、合気道場という全世界に広まれた合気道です。それで、中学校の生徒でも、少年部で合気道を習っていると。ぜひ岩間の中学校に合気道部をつくってくれという住民の要望がありました。私は、一般質問で質問しました、そのとき。結局、そんなことを言っちゃ悪いですが、部をいっばいつくると先生たちが大変なわけですよ、早い話が。その部の指導する先生がいなければできない。それで、今は民間人ができるんですよ。前の話ですが、岩間の中学校で、野球部でも野球ができない先生が代表になって指導したんだそうですが、お説教が30分という苦情があります。部活動が1時間でお説教が30分、そういう問題もあります。

それをひっくるめて1、2、3、再質問しましたから、お答えをお願いします。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 町田議員の再度のご質問にお答えいたします。

今、いろいろなうわさが流れているというお話がありました。今、検討委員会も立ち上がっておりません。ですから、それは教育委員会としても一切白紙の状況でございます。これはそういう委員会を設けて、そこで話し合っていて、その結果をもとに私たちが動くということです。

それから、もう一つ、今の統廃合で私なりの考え方を一つ申し上げますと、学校は、今、中学校もどこもそうですが、大体今までも統廃合を繰り返しながら今の形で学校があります。笠間中学校も、岩間中学校も、友部中学校もそういうようなことがありました。要するに、学校の統廃合というのは、今の問題ではなくて、これまでずっとあった問題なんです。そこで衆知を集めて、いい形にしていっていいわけです。ですから、今回もそういう形で私は進めていきたいというふうに考えております。

次に、部活動のことなんです、これは議員おっしゃるとおり、子どもたちの数が減っています。子どもたちの数が減るということは、そこに配当する学校の教員も減るということなんです。ですから、先生が楽するということではなくて、教員の数が減る、子どもたちの数が減ってくると、当然、部活動をどうしようかという話があります。

例えば私が笠間中学校のときに、あんなに大勢いても3人しか野球部に入らなかったことがあります。もちろん前後での人数でカバーをすると。そういうふうに、今、子どもたちのスポーツに対する価値観というのが多様化している。そういうことがあって、部活動の統廃合というのは、人数ばかりの問題ではなくて、団体種目、団体で活動するためにはそれなりの人数が必要です。

それから、個人種目、1人、2人でもできるんじゃないかという、剣道でも柔道でも、団体で出て、あとに個人があるわけです。ですから、なかなかそういうものが難しいという状況があります。これも少子化の影響であると思っています。

合気道を部活動にというお話がございました。合気道の場合は、中体連も入ってございません。というのは、合気道というのは勝敗がないんですね。ですから、子どもたちが大会をして、そして大会で勝ち抜いていくというような、そういうスポーツではないんですね。ですから、むしろ私は合気道は、これから武道が必修化されたときに、岩間中学校なり笠間市内の学校で、武道としての授業として取り上げる、そういう形で合気道を学校の中に取り組みしていくのが一番いいのではないかと考えているところです。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） ターゲットバードゴルフ場の質問についてお答え申し上げます。

正式なものではないのではないかということでございますが、総合公園にあるものは、芝生広場の中にそれぞれラインを引いて、例えば池であればラインで池を記してあり、そういうものでございます。岩間のターゲットバードゴルフ場とは作りが違いますが、それによってできないということではなく、正式な大会も拡張することによってできるということでございます。

これについては、以前、別な場所で、総合公園の中のピクニック広場とか、ちょっと奥の方なんですけれども、そういう中で正式な大会も行っております。団体からは、ぜひ正式なというか、そういうものをつくってほしいというような要望も出ております。それは確かでございますが、場所が、子どもたちの遊具のわき、それから道路のわきであるということから、場所的に固定的にすることは不適であろうということで、現時点では現在の既存の場所で行っていただいております。

また、ターゲットバードゴルフの競技人口がふえて、状況が変われば、その時点で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） ターゲットバードゴルフに関連するんですが、私も市長も、この前友部でグラウンドゴルフ大会に出席しました。これは300名です。

それから、ターゲットゴルフ場を建設するに当たっては、岩間にいたときに私も体協の役員として、金砂郷だの方々歩いてきて、あれは勤労奉仕でつくったバードゴルフ場です。町でつくったやつではありません。

それで、この前、笠間市のソフトボール大会、岩間、今まで、昔というわけではなく何十年前は、ソフトボールの大会というと30チームからありました、笠間も岩間も。今、岩間9チーム、笠間8チーム、もうスポーツの多様化によって、今までの運動施設をがらっと見直す時期に来ているんじゃないかと思うんです。

岩間第三小学校をつくる時には、近隣に岩間の野球場がないために、広い敷地をとってましてバックネットをつくりました。今はあんなに大きいグラウンドはありません。きのうの大関君の一般質問の中で、ナイター設備、きのうのお答えでは、5回かそのぐらいしか利用がないと。それは少子化が、小学校、中学校、高校、大学、今それがずっと上がってきて団体競技がなくなってしまったと。

ところが、さっき言ったグラウンドゴルフというのは、笠間、友部で300名、これは見事な人数ですよ。今、300名の人を集めてスポーツをやろうとしたら不可能です。

それというのは、笠間市全部の体育の施設、旧笠間、友部、岩間全部再見直しをして、再利用するということを考えてもらわないと。これは手つけないでしょう、学校なら学校のスポーツ施設、ただここはこれこれ、これこれと。実際に空いているグラウンドがあるんですよ。だから、教育次長は、そこの運動公園の形のところでやってもらいたいと言うけど、実際には笠間市のバードゴルフの部員もほかへ行っているわけですから、大会に。例えば岩間にも来て試合やっています。そうすると、何だろう、笠間は。だから、言うのは、合併のひずみはそういうとき、あっちへ行って、こっちへ行って、何でおら方はできてないんだって。これはひがみです、ひがみ。ひがみということは、それはいずれ沸騰しますからね、何らかの折に。

だから、笠間には正式な、何で質問するかといったら、正式にターゲットバードゴルフ場をつくってくださいよと希望を言っているわけですよ。兼用するのではなく、専用の。場所はそんなに要らないんですから、バードゴルフ場というのは。ロングホールだって65ヤードぐらいなんだから。

ひとつもう1回、前向きな答弁と言うと怒られるかもしれませんが、やっぱり市民の、その鼻でくくったような答弁はよしてくださいよ、教育次長。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 再々質問にお答え申し上げます。

先ほどもお答えしましたとおり、ターゲットバードゴルフ人口の状況を見まして、そういう時期になりましたらば、整備についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後 1 時に再開します。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

午後 1 時 0 1 分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番柴沼 広君が着席いたしました。

5番藤枝 浩君、9番村上典男君、15番上野 登君、24番石崎勝三君、25番竹江 浩君  
20番杉山一秀君、4番野口 圃君、26番常井好美君が所用のため退席いたしました。

16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、地域活性化と安心・安全なまちづくりについて伺います。

構造改革路線の中で雇用破壊が進み、貧困と格差が広がり、あわせてアメリカ発の世界経済危機のもとで、かつてなく国民の暮らしや中小企業の経営が悪化し続けています。これまでは不景気でも何とか仕事があった、今はこれまでと違う、仕事がなくこの先やっつけいけるか不安だと、地元の業者は言っていました。今、求められているのは、暮らしや経営を応援する施策ではないでしょうか。

そこで、3点について伺います。

第1点は、地域活性化・経済対策臨時交付金として、笠間市には4億5,200万円が交付されることになりました。これを有効活用し、住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものです。この施策について伺います。

中小業者の仕事確保につなげようと、各地で住宅リフォーム助成制度の活用が進んでいます。現在実施しているのは、19都道府県83自治体です。この制度は、市内の施工業者によって住宅や店舗の改良や改善を行う場合、その経費の一部に対し、上限を設け助成を行うものです。

住宅リフォーム助成制度を取り入れている古河市では、2008年度の実績は補助件数は189件、その工事総額は2億8,000万円で、110社の施工業者が参加しています。水洗トイレや水道工事、台所やふろの改修など、市民の生活環境の改善に役立つとともに、地元業者への受注がふえ、雇用と経済の活性化につながります。市としても税収アップにつながり、また耐震工事の促進の点からも住宅リフォーム助成制度の創設をすべきと考えますが、見解を伺います。

第2点目は、私はこれまでも、災害に強いまちづくりの観点から、旧建築基準法によって建てられ耐震性が低い家屋をなくしていくことが必要であり、耐震診断と耐震工事の取り組みを求めてきました。

今回、木造住宅耐震診断に補助金が予算化されました。評価するものです。耐震診断を

どのように取り組んでいくのか、4点について伺います。

該当する家屋はどのくらいあるか。2、どのくらいの実施を見込んでいるか。業者に委託して診断されるのか。災害に強いまちづくりの観点から見れば、家屋の密集地域を優先して取り組む必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

第3点は、火災は、まず初期消火です。初期消火が第一です。火災時の水の確保のためにも、友部消防署に水槽車の配備を再度求めますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険について伺います。

国保加入者は、高齢者、農林漁業、中小零細企業、非正規労働者などが加入し、国保財政はもともと脆弱です。そのため、公的健康保険制度の中で、唯一社会保障制度として位置づけられています。しかし、臨調行革や自公政治が推し進めている構造改革路線の中で、社会保障費の予算が毎年2,200億円削られてきました。このような中で、国保財政に占める国庫負担の割合は、2分の1あったものが、今、3分の1を切るまでに減少しています。今日、貧困と格差が広がる中で、国保財政を一層圧迫しています。

そこで、4点について伺います。

第1点は、社会保障として位置づけられていることから、国民皆保険・国保制度を維持していく上からも、市は国庫負担の増額を国に強く繰り返し求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、同時に、今回の交付金の一部を国庫の基金に繰り入れを求めますが、その見解を伺います。

第2点は、各種の税控除がなくされ、収入が減っているにもかかわらず課税所得が高くなりました。国保加入者から、国保税が高い、大変だ、下げることができないのかと苦情が多く寄せられています。高い税負担は、滞納世帯を多く生み、収納率も前年比で2.18%下がりました。国民皆保険としてつくられた国民健康保険制度ですが、負担が重いため滞納し、病気になっても病院にかかることが困難な状況をつくっています。この状態を放置することは、市民の命と健康を守る点から見ても見過ごすわけにはいきません。行政の思い切った手だてがどうしても必要です。一般会計からの繰り入れをふやして、国保税の引き下げを求めますが、その見解を伺います。

第3点は、滞納世帯には資格証明書、短期保険証の発行がされています。資格証明書を発行されている世帯の受診率は、一般の100分の1以下の受診率になっています。手おくれで命を落とす人も少なくありません。

今、結核の感染が広がっていることが重要視されています。結核の流行がとまらず、お年寄りに広がっています。また、20代、30代の感染も起きています。毎年、約3万人の新患者が確認されています。今、感染が広がっている新型インフルエンザの流行も大変心配です。

このような感染性の高い病気などは、専門家の医師の診断と治療は欠かせません。しかし、国保滞納世帯の人たちの受診率が低い状態を放置することは、感染源を広げ、一般市

民を脅かす事態につながりかねません。市は、国保税の負担を軽くし、どんな病気でも早期発見、早期治療の原則が確保されるよう、資格証明書や短期保険証の発行をやめ、正規の保険証の交付をすべきであると考えますが、見解を伺います。

第4点は、子育て支援の観点から、就学前までの医療費無料化が実施されていますが、所得制限があり、だれもが適用される制度にはなっていません。就学前の乳幼児約4,500人のうち、所得制限で活用できない人数は約500人です。所得階層としては、300万円台から500万円台までの方で7割を占めています。晩婚化や住宅の取得、共働きなどでは保育料などの経費がかかります。決して経済的余裕があるわけではありませんし、高い所得ではないと考えます。子育ての支援からも、だれもが安心して医療が受けられるよう、所得制限をなくし、就学前までの医療費無料化完全実施を求めますが、見解を伺います。

また、人材の育成は、地域社会の大事な仕事です。将来の社会を担う子どもたちの健やかな成長を保障することは、行政として責い事業です。中学校卒業までの医療費無料化を進めるべきではないでしょうか、見解を伺います。

最後に、介護保険について伺います。

第1点は、4月から介護認定制度の改定がありましたが、実施前から問題が指摘されてきました。私は3月議会で制度の凍結を求めたところ、審査会で判断するので問題はないとの答弁でした。しかし、4月の導入早々、介護保険の認定を意図的に引き下げることによって介護給付費を減らすねらいがあることが、国会で明らかにされました。厚生労働省は、経過措置という名の対策をとらざるを得なくなりました。

経過措置は、新認定制度で要介護度が変わった場合、希望すれば従来の要介護度のサービスが継続できるというものです。しかし、新たに介護認定を受ける人にとっては、今度の経過措置は適用されず、新しい基準で判断されるため、軽い認定にされてしまい、必要な介護が受けられない人が生まれます。

例えば従来の要介護認定の調査では、座位保持の項目では、目安が、10分程度いすに座る、ベッドに足を下げて座るとしていたものが、新認定判断基準では、1分程度座れば「できる」に判断され、軽い認定になります。また、食事の摂取では、高カロリー液の点滴のみで、口から食べていない人は「全介助」ですが、新認定方式では、食物摂取ではないとして「自立」になります。

介護保険は、認定されなければ必要な介護サービスは受けられません。介護保険あって介護サービスなしになります。介護保険がつくられた理念、家族介護から社会で支える介護という理念から、ますます離れてしまうのではないのでしょうか。

そこで伺います。

新たに介護認定を受ける人にとっては、今度の経過措置は適用されず、新しい基準で判断されるため、軽い認定にされてしまい、必要な介護を受けられない人が生まれます。新しく認定を受ける人にとって、何らかの是正措置がされるよう対策をとるべきではないで

しょうか。家族や調査員の意見が反映される制度になるよう、見直しの再検討を国に要求すべきではないでしょうか。また、事業所の運営、介護従事者の待遇改善の点からも、再検討を強く求めますが、見解を伺います。

次に、65歳以上の障害者控除について伺います。

所得税法や地方税法で、申告する本人または扶養親族が障害者または特別障害者に該当する場合は、所得金額から障害者控除として一定金額を控除することができます。税法上の取り扱いでは、65歳以上の要介護認定者の方も、障害6級程度の障害に準ずる人は、障害者手帳がなくても、申請をし、市長の認定があれば障害者控除が受けられます。

笠間市でもこれまで取り組まれ、回覧で市民に知らせています。しかし、実際利用している人は、要介護認定者2,500人いる中で、わずか82人とどまっています。この制度を広く活用するためには、介護認定者へ、介護認定通知書とあわせて障害者控除認定書のお知らせを同封し、当該者が申請手続きができるよう改善すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

また、宮城県大崎市、古川市や1市6町が合併した大崎市でも実施しているように、目安として、介護1、2の人は普通障害控除、要介護3以上の人は特別障害者控除として、高齢者の障害者控除の積極的な運用を求めるものですが、その見解を伺って、1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） 4番野口 圃君が着席いたしました。

都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） 16番横倉議員の住宅リフォーム助成制度についてのご質問にお答えいたします。

住宅リフォームに関しましては、在宅の高齢者や重度障害のための住宅設備の改善を行う場合に、リフォーム資金の一部を助成する制度がございます。

議員ご質問の住宅リフォーム助成制度は、商工業等の振興を図る目的に、一般市民の方が市内の事業者を使って住宅リフォームをした場合、その経費の一部を助成する制度で、県内では一部の自治体の実施いたしております。

本市では、耐震化工事を含め、住宅リフォームなどは所有者みずからの責任において行うことが原則と考えておりますので、新たに補助制度を創設することは考えておりません。

次に、木造住宅耐震診断についてお答えいたします。

初めに、該当する家屋はどれくらいあるのかについてでございますが、この木造住宅耐震診断の該当要件といたしましては、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅が対象となり、平成21年度の固定資産課税台帳によりますと、昭和56年以前の建物は約1万6,000棟ありますが、この中の居宅以外の建物や、丸太組み工法、いわゆるログハウスやプレハブ工法などは耐震診断の対象外となるため、1万6,000棟すべてが今回の対象とな

るものではございません。

次に、どのぐらいの実施を見込んでいるのかとのご質問でございますが、今年度は30件の木造住宅耐震診断を予定しております。この件数につきましては、茨城県内市町村における今年度の実施予定件数を参考として計上したものでございます。

次に、業者に委託して診断させるのかとのご質問でございますが、この木造住宅耐震診断につきましては、茨城県知事が茨城県木造住宅耐震診断士の認定をした建築士が行うことが条件となっておりますので、茨城県木造住宅耐震診断士の資格を持つ方に耐震診断を委託することで考えております。

次に、災害に強いまちづくりの観点から見れば、家屋の密集地域を優先して取り組む必要があるのではないかとのご質問でございますが、耐震診断を必要とする家屋は市内全域に存在し、また、この耐震診断の実施する目的は、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することでございます。

このようなことから、密集地域を優先することなく、公平に市内全域を対象に木造住宅耐震診断を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（市村博之君） 消防長杉山 豊君。

〔消防長 杉山 豊君登壇〕

消防長（杉山 豊君） 16番横倉議員の初期消火、災害時の水の確保のために友部消防署に水槽車を配備すべきではないかとのご質問にお答えいたします。

友部消防署の建て物火災時の初動体制について申しますと、第1出動車両として、指揮隊1台、1.5キロリットルの水を積載したタンク車1台、ポンプ車1台、救助工作車またははしご車1台、計4台が出動いたします。と同時に、笠間消防署、または岩間消防署のポンプ車1台が出動いたします。

また、笠間消防署の水槽車につきましては、必要に応じて出動しておりますので、現在の車両及び資機材で対応できております。タンク車の積載水による放水時間はおよそ四、五分で、ポンプ車からの中継に要する時間はおよそ3分前後となっております。したがって、中継の距離にもよりますが、タンク車とポンプ車の連係体系で、放水を中断することなく消火活動ができると考えておりますので、友部消防署への水槽車の配備は考えておりません。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 横倉きん議員の質問にお答えをいたします。

社会保障として位置づけられているのだから、国庫負担の増額を求めるべきではないかとのご質問でございますが、国庫負担の増額を求める運動につきましては、例年行っているところでございますが、昨年は、11月27日国民健康保険中央会、全国市長会、ほか



7 団体主催によります国保制度改善強化全国大会に参加をいたしまして、国保財政の拡充強化を厚生労働省、総務省、財務省、関係国会議員に陳情を行ってまいりました。

次に、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を国庫の基金に繰り入れてはどうかとのことですが、交付金制度要綱の目的外となりますので、繰り入れはできません。

続いて、2 番目の質問ですが、国保税につきましては目的税でありますので、保険税の引き下げなどのために、国民健康保険制度上、法定分以外の繰り入れをすることは適正ではないと国からも指導されていることから、現段階では法定外繰り入れを行う考えはございません。

3 番目の質問ですが、平成21年5月18日付厚生労働省保健局の新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについての通達によりまして、国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に、資格証明書を提示した場合は被保険者証とみなして取り扱うことになっております。5月診療分から適用しております。

また、短期被保険者証、資格証明書の制度の趣旨は、国民健康保険税を滞納している方への納税を促すこと、面会機会をふやすことによって国保税の納付の促進を図るものでありますので、今後とも未納者につきましては発行していきたいと考えております。

4 番目の質問ですが、当市においては、受給者の所得制限は茨城県の基準で実施しております。当市の単独事業助成事業は、他市町村に先駆けて、乳幼児の受給者だけでなく、妊産婦、重度心身障害者、母子・父子家庭の母子、父子の受給者に対しても、外来、入院、入院時の食事代の自己負担分についても助成をしており、県内では受給者への単独助成事業は他市町村よりも充実しており、所得制限の撤廃、中学校卒業までの医療費無料化は考えておりません。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

要介護認定制度の見直しにつきましては、認定調査のばらつきが少なくなることや、最新のケアを踏まえた介護の手間を反映し、審査会において申請者の状態が要介護度に適切に反映されていると考えております。

事業所の運営及び介護従事者の待遇改善につきましては、制度が改正されたばかりということもありますので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

の調査員が介護認定をすることにつきましては、国の通知に基づき、市の規則により調査員を介護認定審査会の委員に選定することはできません。また、介護認定審査会は、医療、保健、福祉等さまざまな立場の専門の委員が判定することから、適正な判断をしていただいていると考えております。

介護保険認定のうち、障害者控除を受けられるのは、主治医意見書の障害高齢者と、認定高齢者の日常生活自立度で一定のランク以上の記載がされている方でございます。この控除につきましては、所得税の申告時前に、市報やホームページで市民に周知するとともに、地域包括センターや居宅介護支援事業所の協力のもと、利用者への周知に努めておるところでございます。

また、さらに周知を図るため、現在、要介護認定結果通知書等に控除に関する案内文を記載するよう進めているところでございます。

また、障害者控除の対象の基準につきましては、笠間市障害者控除対象者の認定に関する要綱にはっきりと明記しております。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。  
議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 第1点の地域活性化リフォーム助成制度について再質問をいたします。

答弁では、みずからの責任でということ、今の経済危機、仕事がない、そういう中でどう行政は市民の暮らしを守るか、そういう観点が全然ないんじゃないんでしょうか。

今、この茨城県でも、19年、20年、現在ことしのあれで3件ということですが、茨城県内でも、しばらくやって今回はやらないとか、そういうところが出ています。

古河でも、当初、120人の応募申し込みを予定して、予算も1,200万円組んでいます。ところが、申し込みが殺到して330人、それで抽選になりまして、3分の1しか受けられない。そういう中で、前は、この住宅助成制度は、工事費の10%、額は5万円から20万円、30万円、それぞれの自治体で決めています、大方10%で10万円の助成をしています。そういう中で、地域の活性化に役立っているんですね。

そこをきちっと見ないで、自分の住宅、そういうものは自分の責任でやれということではなく、今の日本の経済、外需頼みで、輸出が進めばそのおこぼれでよくなるんだという政策をずっと続けてきました。ですから、アメリカの金融危機、アメリカ発なのに、アメリカより日本がこんな状態に内需が冷え込んで、本当にこのままでは、いろいろなところで税金の収納率も下がっています。お店もシャッターになっているところがふえています。

そういう中で、暮らしを守るために、これは普通のただ個人の住宅じゃなくて、仕事起こし、その人たちの仕事があれば、ほかにも波及効果が出てきて経済が回ります。そういう点で、この問題で再度検討していただきたいと思いますが、再度の答弁をお願いします。

国民健康保険です。これはなぜ社会保障として位置づけられているんでしょうか。ほかのところには位置づけられてないんですね。

それで、今、介護保険でも国保でも自治事務なんですよ。通達というのは、ただ援助ということですよ。前の鳥取県知事、片山さん来たときに、通達とかなんかというのはどういふことですかと言ったら、それはただアドバイスだと、そう述べられました。ですから、これだけ収納率が、前は90%からあったのに85%に下がっているんですよ。そして、

資格証明書の人が、インフルエンザだといっても、かかれば、それはちゃんとやってもらえるという形ですけど、そこまで行かないですよ、資格証明書とか短期の人は。お金もないし。行って、初めて、それはかかりませんではなりません。そして、今、日本ではインフルエンザもぼつぼつ出ていますし、外国では冬に向かっているところはかなりふえて、ランクも上がりましたよね。そういう中で、結核とかインフルエンザ、この一番のセーフティーネット、そこを、ただ、保険料を納めてくれる機会をふやすんだとかそういうことではないと思います。

これは自治事務で、去年も、介護保険も保険料あんまり上がっているの、国みずからが保険料下げるために1,550万円出している、そういう経過もあります。県内でも、国保に対する1人当たりの一般会計からの繰り入れを見ますと、笠間市では45件で、これは44市町村、あと医師会とかそういうのもありますので29位です。1番は大洗が、1人当たり2万9,990円、神栖が2万5,999円、筑西市が2万4,000円とか、かなり出しているんですよ。それでも収納率が落ちているということで、ちなみに笠間市では1人当たり1万353円ですね。

こういう状況ですので、やはりこれは、笠間市民の半分は国保世帯なんですよ。そこで、会計としては特別会計でなっていますけども、一般会計で出して悪いということではないんですよ。これだけ半分の人が入っていて、資格証明書、短期保険証の人も1,500人から出ているんです。そういう状況をきちっと、大変な状況、一番命にかかわることですから、この辺もう一度、国保財政はほかから出しちゃだめだというようなことじゃなくて、自治事務だということを再度確認していただきたい。する意思があるのかどうか、伺います。

それと、新インフルエンザに対してはどのような対策をするのか、再度伺います。

介護保険で、また問題はないというような中身ですよ。実際、介護保険というのは認定されなければ受けられないんですよ。先ほども申しましたし、今、認知症の人の全国団体がありますけれども、今度の介護保険が、心配が的中したと言っているんですよ。

それは調査のときに、調査に行っても、これまでの経過を見るんじゃなくて、調査したときだけの経過で認定をするというようなことがマニュアルで書かれています。そういう点では、これがいい状態ではないというのはそのときだけではわからない。そういうことで、この認定ですと介護保険あって介護サービスなし、そこをなくしては悲劇が起こるんじゃないかと思います。

そういう点で、この介護保険認定制度、もう国会で何回もマニュアルが出ているんですよ、厚生労働省の。給付費を下げる、要介護今までは、ちなみに私も調べました。18年の3月時点の資料、要支援251人、要介護1の人が717人でした。19年3月では要支援の人が484人、要介護1の人が489人、最初の7対3から半々になりました。それで3年間、20年の3月では、要支援の人が560人、要介護1が394人、減っているんですよ。今度も、要支援

の人を7にして、要介護1を3に下さいというようなマニュアルをつくっているのが、国会でも明らかになっているんです。

そういう中で、制度としては、介護保険は、利用者がふえれば、そして働く人の待遇を少しでも上げると、保険料にばっとはね返ります。ですが、この介護保険になったときに、これまで国は措置制度としてやってきまして、半分お金出していたんですよ。介護保険になってから4分の1です。実際は22.8%ぐらいです。ですから、これは介護保険も国にきちっと、保険料を上げないよう、そして働く人の労働条件も守れるよう、そして受ける人が必要な介護が受けられるようにするためにはどうしても改善が必要です。この辺どのように認識されているのか、再度伺います。

それと、再度確認なんです。障害者控除受けられて、計算すると3%ちょっとですね、私のやったのでは。ですが、障害者6級程度という、ほとんどそんなに重くなくても受けられる制度になっています。所得税法と地方税法。地方税は、認定されれば125万円まではかかりません。ですから、この受けている人が82人しかいないから、全部とは言いません。所得のない人は税金もかからないのでそこには入らないんですが、いろいろなところで、先ほども言いましたように宮城県の大崎市でも、奈良市でも、ほか岐阜でも、もうやっておりますので、この介護認定書の通知と合わせて、その申請できる案内の文書を同封していただけるのか、その辺再度答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 横倉議員の補助制度についての再度のご質問にお答えしたいと思います。

ほかの自治体では、商工会等の要望を受けまして、商工サイドが、中小企業者の仕事の確保につなげることを目的といたしまして、住宅等のリフォーム等を考えている方への予備水として助成を行っていると同っております。

本市といたしましては、先ほどもお答えいたしましたように、所有者が自助努力によりまして行うことを基本といたしまして考えておりますので、ご理解くださいますようお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 国保税の件でございますが、国からの通達ということでございますが、議員おっしゃるとおりの部分もありますが、あくまでもアドバイスとして、法の中の対応をしていきたいと考えております。

また、一般会計の繰り入れという件につきましては、国民健康保険法の70条及び72条の負担割合及び県の交付金等もありますので、そういった法に基づいた中で対応していかざるを得ないと基本的には考えております。

ただ、今後、先ほども答弁いたしました。あくまでも適正ではないということで国からも指導されているというご説明を申し上げました。そういうことを踏まえまして、現段

階では法定外の繰り入れを行う考えはないというふうに説明をしてありますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

それから、資格証明の件でございますが、資格証明につきましては、通常の納税者との公平ということを考えますと、今後も引き続いて発行するという事で考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 再度の質問にお答えいたします。

認定方法の見直しの精度でございますが、今までは経過措置として措置しているわけでございますが、国の方では、再検討をするということで、要介護認定実態調査事業を開始するという事です。まず1点目として、経過措置適用者にかかわる認定情報を把握するため要介護度等の認定情報調査、2点目としましては、認定実態体制等を把握するため保険者調査、3点目としまして、どの特記事項等で変更を行ったのかを把握するための主治医の意見書の特記事項等の調査、これらについては国の方でこれから検証してまいるといふことでございますので、市の方としましても見守っていきたいと考えております。

2点目の障害者の控除の案内文でございますが、これらにつきましては、要介護認定結果通知書にそれらの案内文を刷り込んで、その決定通知書をお送りするときに送付するという事でご理解いただきたいと思ひます。

それと、障害者の6級の部分がそんなに重くはないのではないかというようなご質問でございますが、これらにつきましては、笠間市障害者控除対象者の認定に関する要綱、これらの第2条に基づきまして、障害者に準ずる者、それと特別障害者に準ずる者ということで、障害高齢者の日常生活の自立と、これは主治医の意見書の中に記載されてございます。それらが明確に記載されておりますので、それらに該当する高齢者の要介護者につきましては、税控除になるということでご理解をいただきたいと思ひます。

議長（市村博之君） 質問時間がなくなりますので、質問は簡単明瞭をお願いします。

横倉さん君。

16番（横倉さん君） 耐震診断で、ことしの予算の中で30件ということですが、これは国、県、市ということもあると思ひます。個人負担はどのぐらいかかるか、お伺いします。

それと、国保の問題ですが、乳幼児、就学前までの医療費無料化、今受けられない方、受けている方8に対して1という割合で、約500人いらっしゃいます。そういう中で、その方が完全無料にするのにはどのぐらいのお金が必要か、試算、おおよそで結構です。お願いします。

それから、国保の問題です。子どもの無保険の問題が大きく取り上げられまして、今、小学校、中学校の無保険はなくなるという、短期保険証6カ月がされていると思ひます。

それとあわせて、病気で病院にかかる場合は、資格証明の人も、申し出れば、経済的に事情があって子ども以外でも家族が病気などで特別な事情があれば、国保証を交付するということが3月に閣議決定されましたので、この辺も有効に活用できるか、ぜひちゃんとやっていたらいいように、やれるか、伺います。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、横倉議員さんの個人の負担はどのぐらいかかるのかというご質問につきましてお答えしたいと思います。

耐震診断に係る費用につきましては、1件3万2,000円でございます、個人負担は2,000円となっております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） マル福の件でございますが、現在、就学時前ということでの金額が1人当たり約2万5,000円ほど支出をしております。それを見て、小学生、中学生ということを想定しますと、これはあくまでも乳幼児当たりの支給額を参考とした場合は約1億5,000万円というような金額になります。

それから、特別な事情ということでございますが、その分つきましては、現在でも窓口で個々に対応してございますので、随時窓口で対応していきたいと考えております。

16番（横倉きん君） 就学前の、今の500人受けられてない人は幾らぐらいかかるかと言っているのが答弁がないので、答弁を。

議長（市村博之君） 答弁漏れがあるということなので、答弁を願います。

保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） ですから、今、乳幼児1人当たり約2万5,000円ということでございますので、500人ということであれば750万円ですか、そういう計算になります。

議長（市村博之君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

2時0分に再開します。

午後1時51分休憩

---

午後2時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番藤枝 浩君、15番上野 登君、18番大関久義君、25番竹江 浩君、26番常井好美君が着席いたしました。

保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほど横倉議員からの最後の質問で、非該当者の人数に

対する支給額ということでございますが、1人約2万5,000円掛ける500人ということで、1,250万円ということでご訂正のほどお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 次に、1番小磯節子君の発言を許可いたします。

1番（小磯節子君） 1番小磯節子です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

常磐自動車道岩間インター周辺の道路整備状況及び工業専用地域の利用促進について。

昭和59年3月に常磐自動車道岩間インターが供用開始になり、早いもので27年が経過しております。その間茨城空港が計画され、現在、平成22年3月の開港に向けて急ピッチで空港整備が行われています。その関連で、空港へのアクセス道路として、岩間インターから茨城空港までの道路整備を県において実施していると聞いております。そのアクセス道路の整備計画及び進捗状況はどのようになっているのでしょうか、伺います。

岩間インター周辺の用途指定については、平成2年工業用専用地域として指定しており、現在、すばらしい工業団地ができていますが、それを除く2地区の工業専用地域、下原地区、これは押辺地区です。23ヘクタール、百切地区、これは安居地区のことを言います。35ヘクタールにつきましては、今日に至っても土地利用が進んでいない状況にあります。このように利用が進まないのは、土地利用制限が非常に厳しいのではないかと考えております。この2地区の工業用専用地域の利用促進についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、岩間駅周辺整備事業の計画及び進捗状況について。

岩間駅周辺の整備事業は、岩間駅東区住民と駅利用者の長年の要望でもあります。岩間地区のシンボルロードとして位置づけられている都市計画道路岩間駅東大通り線、日吉町古市線の道路整備と自由通路及び駅舎の整備、また駅前の荒れ地になっている土地の有効活用、交通基盤、生活基盤の環境整備実施は、岩間地区の活性化を目的として計画されております。

岩間駅周辺整備事業につきましては、平成18年3月付で国からの都市計画再生整備事業計画に基づくまちづくり交付金事業の決定を受けて、現在、着々と整備を進めていると思っております。全体の事業計画と現在の進捗状況について伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、1番小磯議員の常磐自動車道岩間インター周辺の道路整備状況及び工業専用地域の利用促進についてのご質問にお答えいたします。

初めに、常磐自動車道岩間インターから茨城空港までの道路整備計画と進捗状況でございますが、茨城県では、平成22年3月の茨城空港開港に合わせて、高規格幹線道路からアクセス道路の整備を急ピッチに進めており、本市のアクセス道路といたしましては、岩間

インターから茨城空港へ通ずる県道上吉影岩間線でございます。

この空港関連道路の整備計画でございますが、岩間インターから県道茨城岩間線を十字に交差し、小美玉市大笹地内を通りまして、県立茨城中央高校のすぐ東側を通り、県道石岡城里線と交差し、小美玉市中野谷地内の国道6号と交差し、そこから広域農道メロンロードを利用いたしまして茨城空港へと通ずる、延長約17キロメートルの計画でございます。

このうち、県道上吉影岩間線の整備計画といたしましては、岩間インターから国道6号までの約6.7キロメートル区間につきましては、車道幅員6.5メートルのほか、両側に3.5メートルの歩道を設置し、全幅15メートルのバイパス計画となっております。

1期工事といたしましては、茨城空港の開港に合わせて、岩間インターから小美玉市納場地内までの2.7キロメートルと、県道石岡城里線から国道6号までの1.4キロメートル、総延長にいたしまして4.1キロメートルの区間を整備する計画でございます。

また、県道上吉影岩間線の納場地内から県道石岡城里線の張星地内までの残り2.6キロメートル区間につきましては、1期工事が完了後、2期工事として整備を進めてまいりたいということで茨城県より話を伺っております。

次に、本年3月までの進捗状況でございますが、1期工事全体の進捗率では約85%となっており、1期工事全体の計画延長4.1キロメートルのうち笠間市管内の500メートルにつきましては、用地買収率約80%で、工事の進捗率は10%と伺っております。

以上のような状況ではございますが、平成22年3月の開港までには、残りの用地を取得し、一日も早く供用できるよう県と一体となって取り組んでまいります。

次に、岩間インター周辺の土地利用促進についてお答えいたします

岩間インターに隣接する下原地区及び百切地区の両地区は、旧岩間町のときに民間開発を視野に工業専用地域として用途指定を行い、土地の有効利用を図るべく施策を講じてまいりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、社会情勢の変化から民間による開発が後退し、両地区における土地利用が進展しない状況でありましたが、茨城空港の開港に合わせて進められている空港と岩間インターを結ぶ上吉影岩間線のバイパス建設により、なお一層交通アクセスが向上し、本地区の業務用地としての需要が一層高まるものと考えております。

こうした背景から、本市といたしましては、現在の用途では進出する企業立地が限られることから、多様な企業の受け入れ可能となるよう、今年度用途地域の見直し作業に着手し、関係者の皆様と協議を行いながら、用途地域の変更に向け取り組んでまいります。

次に、岩間周辺整備事業の全体事業と進捗状況についてお答えいたします。

岩間駅周辺整備事業は、交通の結節点であるJR常磐線岩間駅を拠点として、東西の駅前広場とそれを結ぶ延長40メートル、幅員4メートルの自由通路及び床面積約415平方メートルの駅舎の整備、さらには、そのアクセス向上を図る都市計画道路岩間駅東大通り線、延長930メートル、幅員20メートル及び日吉町古市線、延長406メートル、幅員16メートル、



これら交通施設の利便性の向上を目的とした整備で、まちづくり交付金事業を活用し、総事業費27億9,100万円で平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で現在進めているところでございます。また、駅東側の駅前広場も含めた3.1ヘクタールを、良好な市街地の形成を目的に、岩間駅東土地区画整理事業を導入し、駅周辺の一体的な整備を行っております。

次に、進捗状況でございますが、都市計画道路の2路線の用地取得率が98%でございます。また、改良工事では、計画延長1,336メートルのうち460メートルは既に完了し、残りの区間876メートルにつきましては、今年度で整備をする予定でございます。

また、自由通路及び駅舎につきましては、実施設計をJR東日本株式会社へ業務委託し、今年度中には設計が完了する予定となっております。設計ができ次第、JR東日本株式会社と協定を締結いたしまして、本格的な工事に着手してまいりたいと考えております。

なお、岩間駅東土地区画整理事業につきましては、今年度仮換地の指定を行う予定でございます。

議長（市村博之君） 小磯節子君。

1番（小磯節子君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

茨城空港においては、既に韓国大手アジアナ航空の就航が決まっております。茨城には、隣の栃木県の日光のような超A級の観光資源はありませんが、この笠間管内にはたくさんのゴルフ場があり、また自然や笠間焼などを生かした体験型の観光資源がたくさんございます。また、風光明媚な愛宕山などもあり、幾多の名所もあります。茨城空港開港が笠間市にとっては千載一遇のチャンスととらえ、積極的にアクセス道路の整備に協力し、早期の完成に努めていただきたいと思います。

ただ、今の説明の中で、岩間インターから茨城空港への道路整備は、県道上吉影岩間線として整備するような説明ですが、この中で延長17キロのうち6,700メートル、そのうち1期工事として4,100メートルを茨城空港の開港までに整備するということですが、大半が小美玉市であります。その中で、笠間管内は500メートルの中で80%というような説明がありましたけれども、何か用地買収のできない理由などがあるのか、その辺をお聞かせ願います。

また、今年度、下原地区及び百切地区の用途地域の見直し業務を行うということですが、このことは過日の土木建設委員会の中でお話しされましたけれども、ただいまの説明の中で、関係者とは土地所有者なのか、また具体的にどのように今後のスケジュールを進めていくのか、その辺も伺いたいと思います。

岩間駅周辺整備事業につきましては、都市計画道路の整備ですけれども、駅東大通り線につきまして、沿線に街路樹などを設置する考えなどはあるのでしょうか。そのときの樹木なども考えておるのかどうか。特に岩間といえば、住民のシンボリックな存在で愛宕山が

あります。愛宕山といえば桜の木というふうに、町の木にもなっておりますけれども、その辺のあたりも考えているかどうか、お伺いしたいと思います。

また、先ほどの説明で、この駅東大通り線の延長930メートルにつきまして、岩間駅から国道355号バイパスまでの接続はいつになるか、その辺も伺いたいと思います。

そのほか、駅舎の建設に当たっては、弱者、いわゆるバリアフリーに対応した環境整備をどのように考えているかを伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 再度の質問にお答えする前に、先ほど駅東大通り線の延長の中で460メートルということで申し上げましたが、406メートルということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に上吉影岩間線の中で用地の買収ができない箇所がございます、その理由はというようなご質問かと思いますが、こちらの方につきましては、茨城県では、平成22年の3月の茨城空港の開港に向けまして、現在鋭意用地交渉に当たっているところでございますが、この中で法人2社の共有地がございます、この用地1筆のみが現在未買収となっております。こういったことから、本市といたしましても、残りの用地が一日も早く取得できるよう、県と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、用途の見直しに関する件でございますけれども、関係地権者等の意向も踏まえまして、今年度中に用途地域の見直し案を策定いたしまして、平成22年度には県との事前協議、地元説明会、さらには市の都市計画審議会の承認を得るなど、法的な都市計画の変更の進めを進めていくこととなりますが、この手続につきましてはスムーズに運んで半年を予定しており、見直しの決定時期につきましては平成22年度中を予定しているところでございます。

次に、駅東大通り線の街路樹の植栽のご質問でございますが、駅東大通り線の植栽につきましては、植栽は設置する計画でありますけれども、樹種につきましては、木の種類につきましては、今後の維持管理等の問題等もございますので、地元の関係区長さんと協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願したいと思います。

それから、東大通り線の先線の国道355号線までの接続というご質問かと思いますが、駅東大通り線は、国道355号バイパスまでの区間の接続でございますけれども、こちらにつきましては、現在、岩間駅から吉岡地内の市道中139号線までの区間、延長にいたしまして930メートルの整備を現在進めているところでございます。そこから先線の国道355号バイパスまでの区間約680メートルにつきましては、駅東大通り線の延伸部分として、今年度から新規事業として地域活力基盤創造交付金事業の事業認可を取得しまして、平成27年度までに整備する計画でございます。

この道路が完成いたしますと、国道355号バイパスから岩間駅に通ずる重要な幹線道路

になることや、日吉町古市線と一体となった広域交通ネットワークが形成されるものではないかと感じております。

それから、駅のバリアフリーに対応した環境整備についてというご質問でございますが、東西を結びます自由通路につきましては、通常の階段のほかエレベーターを両側に設置するほか、自由通路の階段下には身障者の方々も利用できる多機能型トイレもあわせて設置する計画でございます。駅舎につきましても、通常の階段のほか、上り下り線の乗りおりができるようエレベーターを設置する計画で、現在進めているところでございます。

それから、先ほど406メートルというお話をしましたが、460メートルに再度訂正します。大変失礼しました。

議長（市村博之君） 小磯節子君。

1番（小磯節子君） それでは、いろいろと言われましたけれども、私もあんまり聞く方が聞き取れませんが、3回目の質問は要望的な質問かなと思いますけれども、未買収あと1筆ということで、県と一緒に交渉に当たるといいますから、まずは一安心かなと思います。万が一にもまとまらなかったというようなことがないように努力していただきたいと思います。

特に、茨城空港は利用者にとっては使い勝手のよい空港ということで整備を進めているようではありますが、アクセス道路の整備につきましても、通過車両はもとより、地域住民、特にあの辺は県の機関、茨城総合センターもありますので、この周辺は農村地帯ではありますが、まだまだ都市化されつつも農業のできる場所でもありますので、農家の方々にとって利用しやすい道路を整備していただきたいなと思っております。この件は、特に答弁は求めません。

また、下原地区と百切地区の用途地域の見直しについては、今年度から22年度の2カ年で事務的作業を行うということですが、見直しに当たっては、実情に合った見直しを行って、土地利用促進が図られるよう用途指定をしていただきたいなと思っております。

また、岩間駅周辺整備事業については、我が国は既に本格的な高齢者社会に入っておりますので、公共交通機関のバリアフリー化については、高齢者、障害者などのための施設整備ガイドラインもあるでしょうから、またそれに沿って設計の段階から取り組んでいるようですから、その指針に沿ってこれからも整備を進めていただきたいと思っております。

また、駅東大通り線ができ上がりますと、現在の下郷地内の県道上吉影岩間線の交通量も緩和されると思いますけれども、本命の道が堅倉街道踏切が狭く、堅倉街道踏切というのは、今、下郷地内の春日町踏切と今言われております。朝夕の通勤通学には大変危険な状況の場所なのでございます。ですから、市としては整備できないと思っておりますので、茨城県の方に踏切改良工事の要望をしていただくようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 以上で、小磯節子君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は15日に開きますので、ご参集ください。

きょうは大変ご苦労さまでした。

午後2時26分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 小 磯 節 子

署 名 議 員 石 田 安 夫